

【スポーツ・レジャー保険(1日プラン)】 補償の内容 【保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合】

この保険は、スポーツ・レジャー中の思いがけない事故によるケガ(※)や損害を補償します。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。)

●保険期間の開始時より前および保険期間終了後に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注1) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

(注2) 天災危険補償特約がセットされたご契約です。

被保険者が「地震・噴火またはこれらによる津波」によりケガをされた場合もお支払い対象になります。(死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内補償)	死亡 保険金	<p>スポーツ・レジャー中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただしすでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額</p> </div>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動</p>

<p>後遺障害 保険金</p>	<p>スポーツ・レジャー中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合 (4\% \sim 100\%)}$ </div>	<p>(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的 他覚所見(※2)のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含み ます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職 務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等 の危険な運動を行っている間の 事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに 準ずるものおよび練習を含み ます。))の間の事故 など</p>
<p>入院 保険金</p>	<p>スポーツ・レジャー中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数 (事故の発生の日から180日以内)}$ </div>	<p>(※1)「テロ行為」とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。</p>
<p>手術 保険金</p>	<p>スポーツ・レジャー中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1)</p> <p>②先進医療に該当する手術(※2)</p>	<p>⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的 他覚所見(※2)のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含み ます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職 務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等 の危険な運動を行っている間の 事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに 準ずるものおよび練習を含み ます。))の間の事故 など</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>

＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍)

＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)

(※1)以下の手術は対象となりません。
創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術

(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。

賠償責任
(注)

スポーツ・レジャー中に日本国内において発生した偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。
なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。

(注) 被保険者が未成年者または責任無能力者の場合で、その未成年者または責任無能力者の行為により、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎります。))が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。

- ①故意
- ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害
- ③地震、噴火またはこれらによる津波
- ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ⑤被保険者と同居する親族およびスポーツ・レジャー行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
- ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任(ホテル、旅館等の宿泊施設の客室に与えた損害は除きます。)
- ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※)、銃

		<p>器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※) 次の①または②のいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>① 原動力がもっぱら人力であるもの</p> <p>② ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への損害賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。)</p>
<p>携行品損害 (注) ※しっかりプランのみ対象</p>	<p>スポーツ・レジャー中に日本国内において発生した偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合、被害物の時価(※2)を基準に算出した損害額から自己負担額(1回の事故につき 3,000 円)を差し引いた金額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者がスポーツ・レジャー行程中に携行する被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な金額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(注1) 1個、1組または1対のものについては各 10 万円を、現金、乗車券、宿泊券等については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2) 次のものは保険の対象となりません。</p> <p>有価証券(小切手は除きます。)、印紙、切手、預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、稿本、設計書、船舶(ヨット、モーターボート等を含みます。)、自動車、原動機付自転車、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登は</p>	<p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>④ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑤ 欠陥</p> <p>⑥ 自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等</p> <p>⑦ 機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等</p> <p>⑧ 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故</p> <p>⑨ 置き忘れまたは紛失</p> <p style="text-align: right;">など</p>

	<p>ん等危険なスポーツをしている間のそのスポーツのための用具</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注3)「釣竿等釣り用に設計された漁具」は携行品損害保険金の支払対象外となります。</p> <p>(注4)携行品の紛失・置き忘れは携行品損害保険金の支払対象外です。また、盗難による損害の場合は警察署の盗難届出証明が必要となります。</p>	
<p>救援者費用 (注)</p>	<p>スポーツ・レジャー行程中に以下①から③までのいずれかに該当した場合に、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用(※1)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度とします。</p> <p>①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合</p> <p>②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが公的機関により確認された場合</p> <p>③急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合</p> <p>(※1)次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。</p> <p>ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した方からの請求に基づいて支払った費用。</p> <p>イ. 交通費 救援者(※2)の現地までの自動車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃(救援者2名分を限度とします。)</p> <p>ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料。ただし、救援者2名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、ハンググライダー搭乗、スカイダイビング等危険な運動を行っている間の事故</p> <p style="text-align: right;">など</p>

	<p>エ. 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用、または治療を継続中の被保険者を現地から病院等へ移転するために要した移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃を差し引いてお支払いします。</p> <p>オ. 諸雑費 救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(3万円を限度とします。)</p> <p>(※2)「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。</p>	
--	---	--

(注)補償内容が同様のご契約(※)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください。

(※)スポーツ・レジャー保険や国内旅行傷害保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	<p>病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。</p> <p>(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)</p>
治療	<p>医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。</p>
入院	<p>自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p>
未婚	<p>これまでに婚姻歴がないことをいいます。</p>
親族	<p>6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。</p>
配偶者	<p>婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。(※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。</p>

	(※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。
公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ
(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(SJ24-02487 2024年5月29日)